

# 平成24年度指定団体及び会員組織・全国機関職員基礎研修会

本会議は10月23日と24日の2日間にわたり、東京八重洲ホールにおいて「平成24年度指定団体及び会員組織・全国機関職員基礎研修会」を開催した。研修会には全国の関係団体から30名余りが参加した。

研修会1日目（13時～18時）は、小樽商科大学商学部企業法学科の多木誠一郎教授による「農業協同組合法の概要と組織運営Ⅰ・Ⅱ」と題する講義が行われた。

講義の冒頭、指定団体の職員は「農業協同組合法」のあらゆる事項について全くの規制対象外であるが、理事のスタッフとして、組合が行う取引が適法であるか否かを実際に判断するのは職員であることから、同法は職員にとっても大きな関係があり、同法を学ぶことは職員にとっても重要であることが強調された。

これに続いて、「農業協同組合法」に基づき、①農業協同組合及び農業協同組合法の特徴、②組合の事業、③組合員・会員、④組合の自治法規、⑤機関、⑥総会、⑦理事、⑧理事会、⑨代表理事、⑩理事と組合・会員・第三者との関係、⑪監事、⑫組合の財務、⑬決算などについて、詳細な説明がなされた。

講義の中では、同法に対する理解を深めるため、「協同組合は儲けてもよいのか」、「現在の会員の平均出資額の引受けを加入の条件とすることはできるか」、「協同組合では1組合員1議決権は絶対的か」、「会員数が10名程度の農協連合会に理事会は必要か」など、随所で具体的な事例が設問形式で取り上げられた。



研修会2日目は午前には2題、午後には1題の講義が行われた。午前の1題目は、本会議の寺田繁管理課課長による「不足払い法の概要・国内生乳生産をめぐる情勢と指定団体職員の役割」で、①不足払い法制定の経緯、②旧不足払い法の概要、③現行の補給金制度の概要などについて説明がなされた。

続いて、三重大学大学院生物資源学研究科の石田正昭特任教授による「協同組合組織と農協職員に求められる役割」と題する講義がなされた。石田教授は、1日目の多木教授による「農業協同組合法の解釈」を中心とする講義内容を踏まえて、①協同組合の設立経緯とその特質、②日本における協同組合運動の歴史と農業協同組合の発展過程、③協同組合組織の現状と課題、④組合員・役職員教育と協同組合の発展可能性などについて講義した。

午後からは、本会議の寺田繁管理課課長による「不足払い法を踏まえた指定団体運営上の留意点Ⅰ・Ⅱ」と題する講義が行われた。講義では、①不足払い法における指定団体制度、②指定団体組織の概況、③乳製品輸入の国境措置、④国内農業における酪農の位置、⑤わが国酪農の現状と課題などについて説明がなされた。

